

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）
に係るパブリック・コメントの実施結果について（報告）

「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）」の策定にあたり、令和5年(2023年)11月13日の都市経営会議を経て、パブリック・コメントによる意見募集を実施しました。

実施結果は下記のとおりであり、パブリック・コメントの結果を踏まえ、計画（案）に修正を行い、同計画を策定します。

記

1 パブリック・コメントの実施結果

- (1) 募集期間：令和5年(2023年)12月15日（金）から
令和6年(2024年)1月19日（金）まで
- (2) 意見提出者数：8人
- (3) 提出意見数：15件
- (4) 実施の経過
 - 1月13日 都市経営会議へ付議
 - 1月27日 議会へ計画案の説明
 - 12月15日 パブリック・コメントの意見募集の開始
 - 1月19日 パブリック・コメントの意見募集の終了
- (5) 添付資料
 - ・意見と市の考え方の公表について
 - ・パブリック・コメント結果一覧表
 - ・宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）の概要

2 計画の策定について

別添概要版のとおり

**宝塚市障害福祉計画(第7期計画)・
宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)(案)
についての意見と市の考え方の公表について**

宝塚市では、「宝塚市障害福祉計画(第7期計画)・宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)」(案)策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集(パブリック・コメント手続)を実施しました。

その結果、市民等の皆様から次のとおり意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する市の考え方を公表します。

この度は、貴重な意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間 ※募集期間は終了しました。

令和5年(2023年)12月15日(金)から令和6年(2024年)1月19日(金)まで

2 意見の募集内容(概要)

宝塚市障害福祉計画(第7期計画)・宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)(案)は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、計画の最終年度である令和8年度(2023年度)の成果目標及び障害福祉サービス等の見込みについて示すものです。

宝塚市障害福祉計画(第7期計画)・宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)(案)策定の趣旨や内容等について広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行いました。

3 パブリック・コメントの実施結果

(1) 意見提出者数 8人

(内訳) 持参 2人

郵送 0人

ファクシミリ 2人

電子メール 4人

(2) 提出意見数 15件

(3) 意見の内容と市の考え方及び見直しの結果

(内訳) 計画案に反映した意見 4件

計画案に反映しなかった意見 11件

その他 1件

詳細は、別紙「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）」に対するパブリック・コメント手続に基づく意見募集の結果一覧表のとおり

（4）パブリック・コメント手続以外での修正内容

詳細は、別紙「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）」に対するパブリック・コメント手続以外での修正内容一覧表のとおり

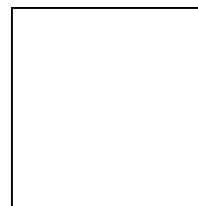
4 実施結果の公表方法

パブリック・コメントの実施結果及び意見を反映した計画書の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

①市ホームページ（<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>）

- ・健康福祉部 福祉推進室 障害(がい)福祉課のページ
- ・トップページから「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）」で検索するか、または検索用ID「1022907」を入力し検索することもできます。

二次元コード



②市の窓口

- ・市役所障害(がい)福祉課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、市立公民館、市立図書館及び市総合福祉センターで公表しています。

5 公表期間

令和6年(2024年)4月1日(月)から4月30日(火)まで

6 お問い合わせ先

〒665-8665 （住所記載不要）

健康福祉部 福祉推進室 障害(がい)福祉課

電話番号 0797-77-2077

ファクシミリ 0797-72-8086

電子メールアドレス m-takarazuka0046@city.takarazuka.lg.jp

(別紙) 「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）」に対するパブリック・コメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表

※ ご意見ありがとうございます。
 ・意見の募集期間 令和5年（2023年）12月15日（金）～令和6（2024年）年1月19日（金）
 ・提出意見件数 15件

No.	項目	ページ	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
1	計画全般に関すること	—	—	精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築について 障害者福祉制度の中でも一番遅れていると思われる精神は、発症が中途障碍のため、関係者はどうしてよいか解らず、右往左往します。保健所、病院（開業医）、行政、社協（福祉）等の相談窓口が一体化していると非常に助かります。そこで、専門知識を持った人が365日24時間対応の総合窓口の整備開設をして下さい。また、これらの案内を行政や医療機関の窓口に常設してPRして下さい。	【今後の取組の参考にします。】 24時間対応の相談窓口については、一部の特定相談支援事業所において体制を整えており、本市内では15事業所のうち6事業所が24時間の相談体制を確保しています。ただし、対象者は当該事業所で計画相談支援を受けている方に限られるという課題があります。 精神障碍(が)いに関する施策が他の障碍(が)いの施策よりも社会的に遅れているため、精神障碍(が)い者本人や家族が安心して生活できるように、上記の課題も含めた「精神障碍(が)いにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、取り組んでまいります。	
2	〃	—	—	基本理念にある「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ」の実現には、障害者への理解促進が不可欠です。43ページに実施内容の記載がありますが、毎年同様の内容で実施するのではなく、様々なテーマでの実施を検討してください。 施設における虐待について報道等で耳にします。49ページに記載がありますが、虐待を未然に防ぐための実効性のある取組をぜひ実施してください。	【計画に反映します。】 障碍(が)いに対する理解促進研修や啓発事業においては、ご意見いただいたとおり、毎年の実施内容について、形骸化することなく真に啓発に繋がる取組を心がけてまいります。 虐待防止については、本市では養護者や使用者、事業所向けの虐待防止マニュアルを作成するとともに、宝塚市高齢者・障碍(が)い者権利擁護支援センターと共同してサービス提供事業所向けの研修を実施しています。また、各地区に設置している委託相談支援事業所においても、虐待防止に関する啓発活動を実施しており、今後も実効性のある取組を継続してまいります。 上記の虐待防止に関して実施している取組について、計画に記載します。	P.49の(1)について下記のように追記修正します。 (8行目) (前略)責任者の設置が義務化され、それらを運営基準にも盛り込むこととされました。 (15行目に追記) 本市の具体的な取組としては、養護者や使用者、事業所向けの虐待防止マニュアルを作成するとともに、宝塚市高齢者・障碍(が)い者権利擁護支援センターと共同してサービス提供事業所向けの研修を実施しています。また、各地区に設置している委託相談支援事業所においても、虐待防止に関する啓発活動を実施しています。
3	〃	—	—	市全体の人口（特に18歳未満の若年層）は減少しているはずですが、18歳未満の療育手帳の所持者数が大きく増加している（H28:687人→R4:987人）要因は何でしょうか。	【原案のとおりとします。】 療育手帳の等級別に見ると、特にB2(軽度)が大きく増加しており、発達障碍(が)いに対する認知や意識の高まりから手帳の取得に繋がるケースが増えていると考えています。	

No.	項目	ページ	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
4	〃	—	—	<p>障害者権利条約が示すとおり、障害者一人一人が自立した生活が出来る、本人らしい生活が送れるように相談体制、社会資源等が整備されるべきだと思います。様々な事業に関して目標数値が設定されていますが、単に数だけが増えれば良いというのではなく、内容の充実という観点でもしっかりと取り組んでいくことが重要だと考えます。障害者への意思決定支援が益々進み、計画の基本理念にある「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会」が実現されることを願います。</p>	<p>【今後の取組の参考にします。】</p> <p>計画の基本理念を実現するために、国連で勧告の対象となった「入所施設からの地域への移行」や、今期で新たに国から示された「強度行動障害(がい)の支援体制の整備」「インクルージョンを推進する体制の構築」をはじめとした目標について、重点的に組んでまいります。</p> <p>また、障害者総合支援法では、相談支援事業所やサービス提供事業所に対し、障害(がい)者等の意思決定支援に配慮するよう努力義務が課せられているため、厚生労働省の作成する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を周知するなどして、本人の意思を尊重した意思決定支援が進められるよう、取り組んでまいります。</p> <p>なお、内容の充実という観点については、次期計画策定時にはアンケートの質問項目の見直しを検討するとともに、目標数値に捉われない障害(がい)者施策長期推進計画において取り組んでまいります。</p>	
5	〃	—	—	<p>医療的ケア児等コーディネーターの役割が明確になっていないため、その役割的なこと(関係機関との連携、調整)を相談支援専門員がしているのが現状です。</p> <p>特定の新規は増えていますが、相談員の人数が増えるより新規が増え、質の低下はもちろん相談員の負担は増加しクレーム等のリスクにも繋がりがかねません。新人の相談員が疲弊し、退職に繋がることもあります。</p> <p>宝塚市として、主任相談支援専門員が中心となり福祉課や基幹と連携し、新人向けの事例検討会等のフォローは必要かと思えます。</p>	<p>【計画に反映します。】</p> <p>医療的ケア児等コーディネーターについては、既に資格を有する人材が市内に複数名存在します。医療的ケア児に対する支援に関しては、「宝塚市医療的ケア実施体制の整備に関する検討会」において協議を進めていますが、コーディネーターが担うべき役割については、まだ整理が出来ていない状況であることから、今後は他市の状況も参考にしながら、本市における役割を速やかに整理し、正式にコーディネーターを配置できるよう取り組んでまいります。</p> <p>特定相談支援事業所等へのフォロー体制については、従来から特定相談支援事業所連絡会を活用しており、令和4年度からは外部から講師を招いての事例検討や研修等を実施しています。今後、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、現時点で本市に6人いる主任相談支援専門員等を活用し、特定相談支援事業所の相談員の質の向上に取り組んでまいります。</p>	<p>P.52の「目標達成に向けた取組」の8行目(2段落目)について、下記のとおり修正します。</p> <p>医療的ケア児等コーディネーターについては、既に資格を有する人材が市内に複数名存在します。医療的ケア児に対する支援に関しては、「宝塚市医療的ケア実施体制の整備に関する検討会」において協議を進めていますが、コーディネーターが担うべき役割については、まだ整理が出来ていない状況であることから、今後は本市における役割を速やかに整理し、正式にコーディネーターを配置できるよう取り組んでまいります。</p>
6	特定の部分に関する	20	1行目	<p>相談支援体制の充実・強化等の部分、三層構造による相談支援体制の充実に向け、特に計画相談支援を提供する特定相談支援事業所の相談員の育成について、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所に協力いただき、研修の企画実施等に取り組んでいただきたい。</p>	<p>【今後の取組の参考にします。】※No.5回答(2段落目)と同様</p> <p>特定相談支援事業所等へのフォロー体制については、従来から特定相談支援事業所連絡会を活用しており、令和4年度からは外部から講師を招いての事例検討や研修等を実施しています。今後、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、現時点で本市に6人いる主任相談支援専門員等を活用し、特定相談支援事業所の相談員の質の向上に取り組んでまいります。</p>	

No.	項目	ページ	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
7	〃	34	5行目	家族の高齢化による介護力の低下や親亡き後の問題は顕著であるので、障害(がい)者の方が住み慣れた地域で暮らして行けるよう、グループホームの整備促進はもちろん、一人暮らしに移行する場合にも確実に障害福祉サービスが受けられることができるよう市内の各障害福祉サービス事業所と協力して介護人材の確保に努めてほしい。	【今後の取組の参考にします。】 本市ではグループホームの整備促進に関する事業として、新規開設費用の補助やスプリングラー設置費用の補助を実施しています。 国連の権利条約ではグループホームも入所施設の1つとみなされていますが、日本では現行制度下における地域生活の選択肢の1つと捉えているため、本市においても障害(がい)者本人の自立した生活を担保するものとして、整備を促進してまいります。 介護等人材の確保については、地域生活支援拠点等の機能の1つである「専門的人材の確保・養成」として取り組んでまいります。本市では現在、相談支援専門員の確保のために、特定相談支援事業所に対して人材確保のための補助金を実施しており、今後は介護人材の確保についても、サービス提供事業所等と連携を図りながら方策を検討してまいります。	
8	〃	13 34	11行目 下から1行目	「地域移行支援事業・地域定着支援事業の積極的な活用を促す」・「(自立生活援助について)事業所の参入」とあるが具体的な計画が分かりにくい。	【原案のとおりとします。】 地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助については、主に事業実施主体として想定される特定・委託相談支援事業所に対し、自立支援協議会における特定相談支援事業所連絡会及び事務局会議や、研修等において、具体的なサービス内容や活用シーンを周知することで、本事業への参入や制度の活用の促進を働き掛けていきます。	
9	〃	16	表	コーディネーターがどこに配置されているのか市民にはわかりにくいのではないか。	【計画に反映します。】 本市では、委託相談支援事業所の相談員を地域生活支援拠点等に関するコーディネーターとして位置付けており、1～6地区に各2人、7地区に1人の計13人を配置しているため、ご意見を受け、その旨を計画に記載します。	P.16の表の下に下記の文章を脚注として追記します。 本市では、委託相談支援事業所に、地域生活支援拠点等に関するコーディネーターを配置しています。
10	〃	20 21	18行目 表	ピアサポート活動の推進の方法・参加人数増加の方法が分からない。宝塚市はピアサポーター養成が遅れていると感じる。 きょうだい児支援を含む家族支援についてどのようなことに取り組む予定かがわからない。	【原案のとおりとします。】 今後、ピアサポーターの養成に取り組むことで、ピアサポート活動への参加人数の増加を図ってまいります。また、本市の地区ごとに設置した7か所の委託相談支援事業所が、相談支援においてピアサポーターを活用することで、ピアサポート活動を推進してまいります。 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、個別の制度に関する取組や提供体制の確保を主な目的としたものであるため、きょうだい児を含む家族支援に関する取組については、障害(がい)者施策長期推進計画において議論をすすめてまいります。 きょうだい児支援を含む家族支援に関しては、県の取組において、「兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口」を設置しています。	

No.	項目	ページ	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
11	〃	26	下から3行目	共生型サービスについて、広く市民に分かりやすい周知をお願いします。	【今後の取組の参考にします。】 共生型サービスを含めた障害福祉サービスについては、市ホームページ等で制度に関する周知に努め、市民の方に制度についてよりご理解いただけるよう取り組んでまいります。	
12	〃	32	11行目	サービスの質の向上については就労継続支援A型事業所についても同じかと思えます。	【計画に反映します。】 日中活動系サービスの中でも本市の事業所数の伸びが特に顕著であったため就労継続支援B型について特筆しましたが、ご意見を受け、就労継続支援A型も含めた文言に修正します。	P.32の9行目からについて下記のとおり修正します。 就労継続支援については、A型・B型ともに利用者数が増加傾向にあり、なかでもB型については、本市の事業所数も増加傾向にあります。国の基本指針による就労支援を推進していくため、利用者の大幅な増加を見込むとともに、サービスの質の向上と確保に努めます。
13	〃	37	—	①理解促進研修・啓発事業について 福祉に特化したイベントだけでは、興味のある方しか来場しないため、多くの市民が集まるイベントでも啓発活動を積極的に行ってほしい。	【今後の取組の参考にします。】 毎年12月頃に実施する障害者週間記念事業について、令和5年度は文化芸術センターで実施し、同日に開催された他のイベントの来場者にも来ていただくことができました。今後も他のイベントと協働するような形を模索し、多くの市民に発信できるような方向性を視野に入れて取り組んでまいります。	
14	〃	56	15行目	総量規制前にできた事業所の質の向上についても取り組んでほしい。	【原案のとおりとします。】 障害児通所支援事業に関する質の確保や向上については、総量規制の他に、既存の事業所に対しても県と合同で行う実地指導や監査を実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。	
15	計画全般に関する事	—	—	支援級に在籍しているお子さんは登下校(育成会含む)の際、保護者が送迎が必要とされています。しかし、就労や兄弟の世話、介護、保護者の体調不良、疲労などで毎回家族間で送迎ができない方も多く、ファミリーサポートセンターに依頼をされてこられます。 今後さらにこのような依頼が増えていく現場では感じていますが、時間的・精神的に余裕のある活動可能なボランティアは減っており、インフォーマルの現場でも人手不足は深刻で、障害児やその保護者に理解のある方は尚更その傾向が強くなります。このままでは地域の助け合い活動は先細りし、保護者の方の負担や孤独感が増え、障害児やその家族と、地域との乖離が進んでいくことが想像できます。 現職に従事していると、元気で時間的な余裕のある高齢者を多く見かけます。この方々が子育て支援に参加され、ひいては障害児支援に参加されれば人手不足解消のみならず、障害への理解促進に繋がるのではないのでしょうか。障害の程度にもよりますが、ファミリーサポートでは資格や経験のない提供会員でも障害児のサポートが安全に行われておりますので、地域での支援が可能であることは証明されています。	【今後の取組の参考にします。】 地域のつながりの希薄化とともに社会的孤立が地域社会の課題となっています。その中で、とりわけ障(が)いのある方や家族の孤立が危惧されます。地域での住民相互の助け合いの促進とともに、障(が)いのある方が地域から孤立せず社会参加が進む方策を地域福祉の課題として検討してまいります。	

(別紙)「宝塚市障害福祉計画(第7期計画)・宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)(案)」に対するパブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表

*パブリック・コメント実施後に、以下のとおり修正しました。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
1	特定の部分に関すること	16	—	P.16の表の下の脚注		<p>地域生活支援拠点等に関するについて、下記の文章を脚注として追記しました。</p> <p>地域生活支援拠点等とは、障害(がい)者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための5つの機能 (①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)をもつ場所や支援体制のことを言います。</p>	<p>1 職員</p> <p>2 所管課</p> <p>3 ③ その他 (審議会)</p>	<p>地域生活支援拠点等について、内容に関する説明があった方が分かりよい。</p>
2							<p>1 職員</p> <p>2 所管課</p> <p>3 その他 ()</p>	
3							<p>1 職員</p> <p>2 所管課</p> <p>3 その他 ()</p>	

該当する番号に○をつけてください。

概要版

宝塚市障害福祉計画(第7期計画)

宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)



令和6年(2024年)3月

宝塚市



計画策定の趣旨

■これまでの経緯

宝塚市（以下「本市」という。）においては、平成28年(2016年)12月に、手話は音声言語である日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、インクルーシブな地域社会の実現を目指して、「宝塚市手話言語条例」を施行しました。さらに、平成29年(2017年)1月には、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も共に住みよい宝塚市を実現するべく、「宝塚市障害者差別解消に関する条例」を施行しました。

本市の障害者施策が目指すものは、障害のある人の自己実現を支援することであり、地域社会と切り離してはありえないとの認識のもと、令和3年(2021年)3月に「宝塚市第5次障害者施策長期推進計画」を策定し、基本的理念である「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ」を実現するために、障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組みます。また、全ての人々の人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる障害福祉サービスの方向性を明らかにするものとして、「宝塚市障害福祉計画・宝塚市障害児福祉計画」を3年ごとに策定し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努めてきました。この度、「宝塚市障害福祉計画（第6期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第2期計画）」の計画期間が終了するに当たり、近年の障害や障害のある人における環境の変化に対応するとともに、アンケート調査等で障害のある人や関係団体などの意見を踏まえ、新たに「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

■計画の目的

本計画は、目標及びその目標達成のための方策を明らかにし、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度における障害福祉サービス・計画相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

国は、福祉サービスの実施主体を、住民に最も身近な基礎的な自治体である市町村に統一していくことを基本的事項としています。この基本的事項を受けて、市町村が限られた財源や地域資源を有効に活用しながら、障害保健福祉施策の制度的課題を適切かつ効率的に解決していくには、計画的な整備手法を導入していく必要があります。

県は、「都道府県障害福祉計画」において、都道府県下の市町村を一定の区域に分けて、区域ごとの福祉サービスの供給体制を計画的に整備するため、市町村におけるサービスを確保し、サービス提供に従事する人材を養成するなど、区域間の格差を調整し、広域的な支援を行うこととしています。

■計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。

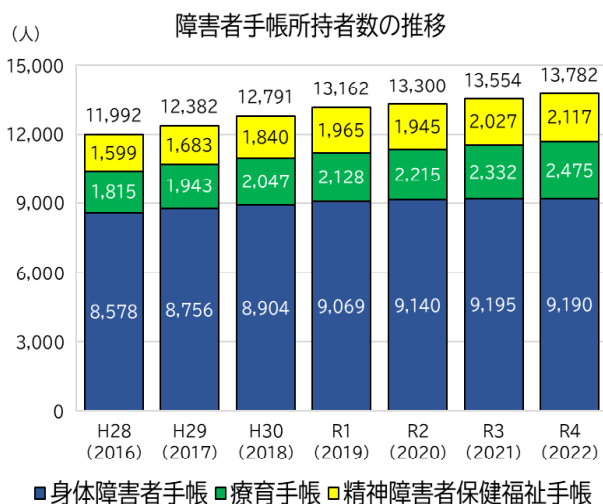




本市における障^がいのある人を取り巻く現状

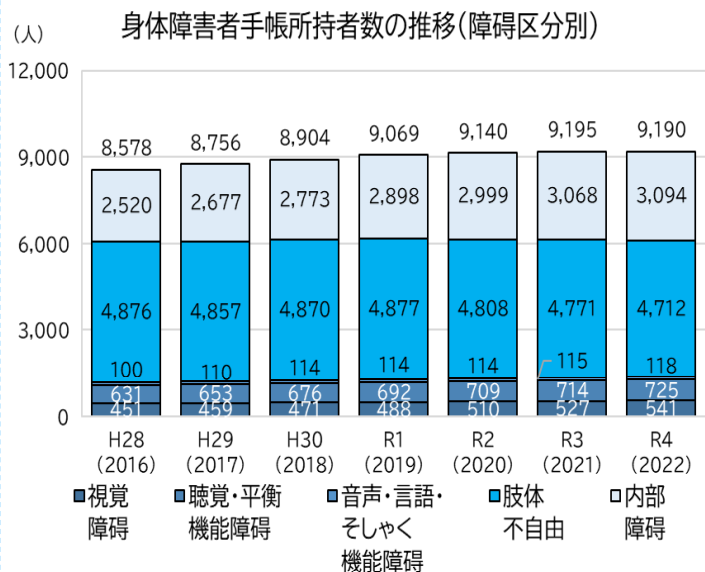
■障害者手帳の所持者数

障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度（2022年度）には13,782人と、6年間で1790人増加しています。



■身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、障碍区別でみると「肢体不自由」の占める割合が最も多くなっています。



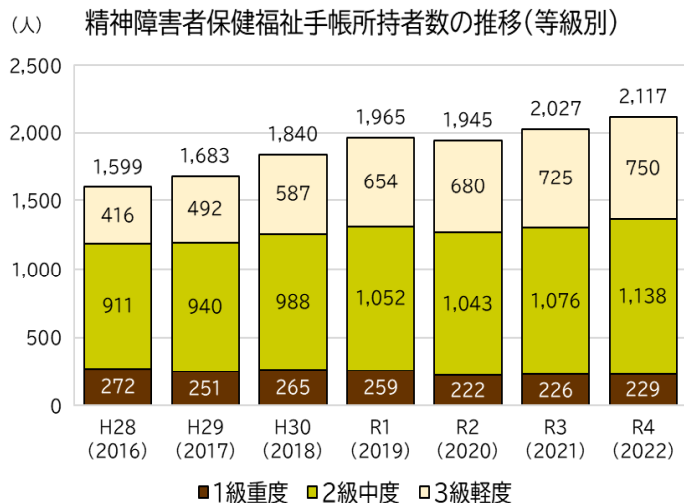
■療育手帳の所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、等級別でみると「B2軽度」の占める割合が最も多くなっています。



■精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、等級別でみると「2級中度」の占める割合が最も多くなっています。



■計画の基本的理念

本市の障害者施策において、障害のある人の生活基盤を整備し、住民主体の市民協働による地域社会を創造し、自分らしく暮らせる「共生社会」の構築を目指し、新たな基本的理念を掲げることとします。



- 障害のある人の人権の擁護と、基本的自由が完全かつ平等に確保される社会を目指します。
- 障害のある人が必要とする支援を受けられ、自分らしい生き方ができる社会になるとともに差別をなくし、安全で安心な暮らしを目指します。
- 障害のある人もない人も分け隔てなく、お互いを認識し、尊重し合い、同じ地域の一員として社会的つながりを保ちながら、自己実現に向けて、全ての人が自分らしさを最大限発揮できる社会を目指します。
- 社会にある障壁（＝バリア）とそれにより自分らしく暮らすことができない人がいることを、全ての人が理解し、その原因を取り除くために自ら行動を起こし、ともに支えあって生きていく共生社会の構築を目指します。

■基本的理念の意義

全ての障害のある人の人権と自由を持つことの権利を守り、それらがもたらす利益を完全に、平等に受けられる社会の実現や、障害者が自分で選択し決定する権利が尊重され、不足するものは公的支援を活用しながら、周囲との助け合いの中で自立した生活が実践されることを目指すことを基本的理念としています。

本市では、サービス提供の実施主体としてサービスの充実を図り、この基本的理念を念頭に置きながら、その実現に向けて施策的展開を図ります。



宝塚市障害福祉計画（第7期計画）

■令和8年度(2026年度)の成果目標

□施設入所者の地域生活への移行

障害者の地域での生活や、施設からの地域移行が進みにくい理由の一つとして、具体的な生活のイメージが持ちにくいことがあると考えられるため、本人や家族が、生活に関する情報や、地域での生活における選択肢について、相談支援専門員等から十分に得られるように努めます。

現状では重度障害者の生活の場として入所施設を求める声もある一方で、共同生活援助（グループホーム）の整備を進めると共に、地域移行支援・地域定着支援サービスの積極的な活用を促すことで、地域生活への移行に積極的に取り組んでいけるような体制・環境づくりを目指します。

項目	令和4年度末 【基準値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
施設から地域移行した者の数 (累計値)	—	4人	8人	12人	令和4年度末時点の施設入所者数から6%以上移行
施設入所者数	164人	161人	158人	155人	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

※施設入所者とは、障害福祉サービスにおける「施設入所支援」の利用者

□精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

現在入院中の精神障害者が地域の一員として安心して暮らすためには、各関係機関との連携が必須となります。入院中の障害者の地域移行支援については、指定一般相談支援事業所が病院等と連携しながら取り組んでいきます。また、地域へ移行した後の生活については、全ての障害者が安心して暮らしていける地域づくりについて、自立支援協議会の専門部会において継続して検討していきます。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	5回	5回	5回	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	13人	13人	13人	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	5回	5回	5回	—
精神障害者の地域移行支援	1人	3人	3人	3人	—
精神障害者の地域定着支援	0人	1人	1人	1人	—
精神障害者の共同生活援助	62人	67人	72人	77人	—
精神障害者の自立生活援助	1人	2人	2人	2人	—
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	6人	7人	8人	9人	—

□地域生活支援の充実

居住支援のための5つの機能の点検・評価については、自立支援協議会にて把握・検証を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実や見直しに取り組みます。また、その取組状況について社会福祉審議会にて報告します。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1つ以上
コーディネーターの配置人数	13	13	13	13	－
運用状況の検証・検討回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回以上
強度行動 ^{がい} 障害の支援ニーズの把握、支援体制の整備	－	把握	把握・整備	整備	把握し、整備する

□福祉施設から一般就労への移行等

本市は近年、就労継続支援A型、B型及び就労移行支援の利用者数が大幅に増加しています。主な理由として、障害^{がい}者の就労に対する意識の高まりや、令和3年度の報酬改定にて在宅支援に関する要件の緩和があったことが想定されます。

本市における就労への支援体制としては、市内に就労移行支援や就労定着支援を実施する事業所はありませんが、就労継続支援等のサービス提供事業所へも一般就労に向けた働きかけを行います。また、宝塚市障害者就業・生活支援センター（通称「あとむ」）において、障害^{がい}のある人の就労支援に取り組んでいます。その他にも、障害者優先調達推進法による官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大・確保に努めるとともに、一般就労への移行が難しい場合においても、共同受注窓口「グッドジョブ」の活用により、就労継続支援事業における工賃等の向上を図ります。

項目	令和3年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	22人	26人	28人	30人	令和3年度実績の1.28倍以上
うち、就労移行支援事業を利用していた者	16人	18人	19人	21人	令和3年度実績の1.31倍以上
うち、就労継続支援A型を利用していた者	4人	5人	6人	6人	令和3年度実績の1.29倍以上
うち、就労継続支援B型を利用していた者	2人	3人	3人	3人	令和3年度実績の1.28倍以上
就労定着支援の利用者	17人	23人	24人	24人	令和3年度実績の1.41倍以上

□障害福祉サービス等の質の向上

現在、本市は県が実施する実地指導・監査に参加し、報酬に関する指導を行っています。報酬の返還があれば事業所のみならず、必要に応じて関係市町村へ情報提供を行い、適正な運営を求めています。今後は移動支援、日中一時支援、相談支援事業などの市指定の事業について、適正な運営に関する指導に積極的に取り組みます。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人	2人	—
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、事業所等への指導監査の適正な実施、それらの結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	0回	1回	1回	1回	—

□相談支援体制の充実・強化等

本市は、今後も基幹相談支援センター1か所、7つの日常生活圏域の各地区に分けた委託相談支援事業所7か所、計画相談支援を提供する特定相談支援事業所の三層構造による相談支援体制を継続していきます。年々^が障害のある人をとりまく状況は複雑化、多様化しており、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が連携し、地域単位で他機関と協働しながら様々な課題に取り組みます。

また、発達^が障害を含めた^が障害のある人や保護者に対し、ペアレントトレーニング等の支援プログラムの提供、ペアレントメンターの養成等に取り組むとともに、ピアサポート活動の推進を図ります。

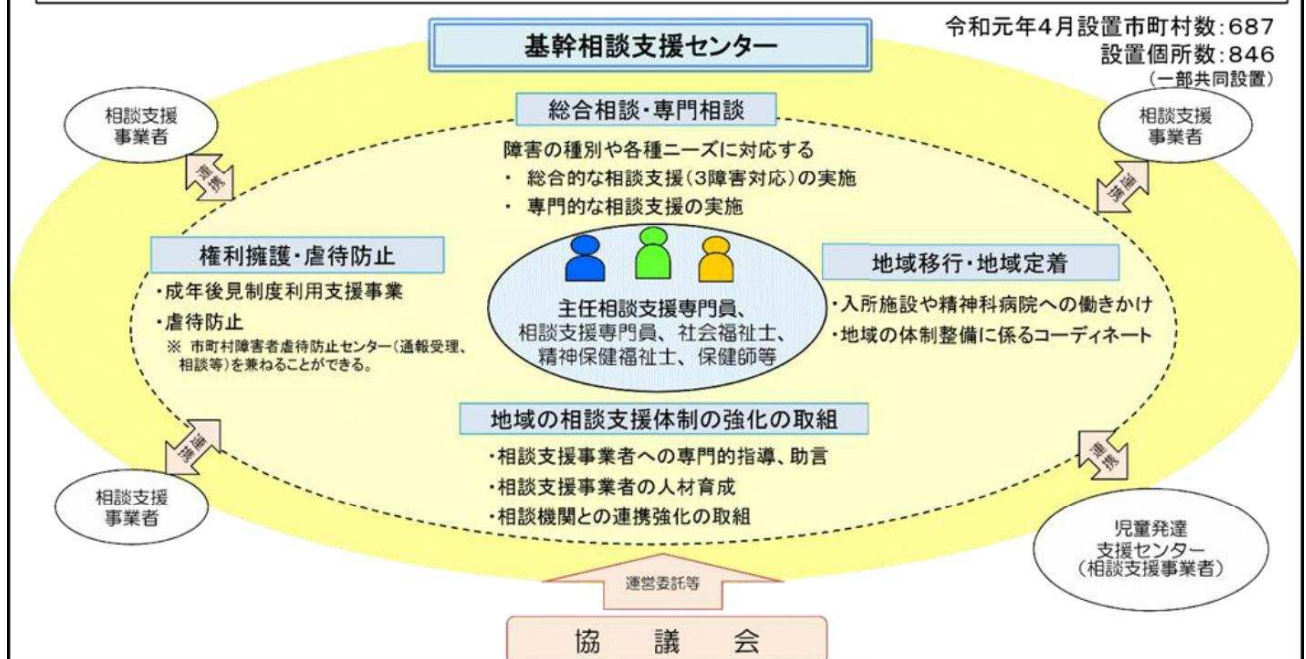
さらに、今回のアンケートの自由意見においても多くの声があったとおり、保護者やきょうだい児を含めた家族支援についても重要な課題と認識しています。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	3件	3件	3件	—
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件	12件	—
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	12回	—

基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証実施回数	12回	12回	12回	12回	—
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	0人	0人	0人	1人	—
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回	12回	—
自立支援協議会における参加者・機関数	13事業所	15事業所	15事業所	15事業所	—
自立支援協議会の専門部会の設置数	3	4	4	4	—
自立支援協議会の専門部会の実施回数	19回	21回	21回	21回	—
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	5人	—
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	1人	—
ピアサポートの活動への参加人数	20人	34人	48人	62人	—

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

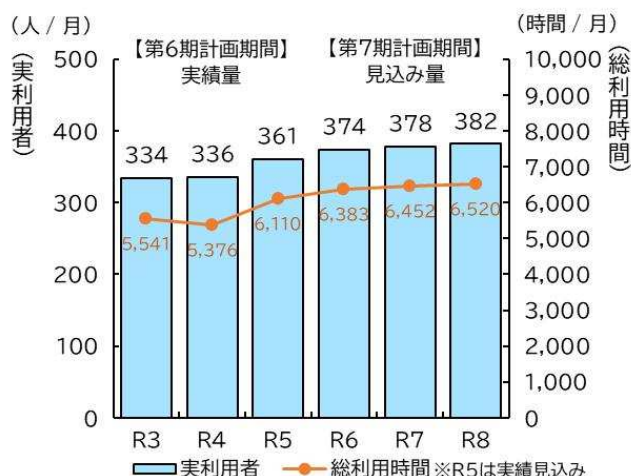
※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



■主な障害福祉サービス等の見込量

□居宅介護（ホームヘルプ）

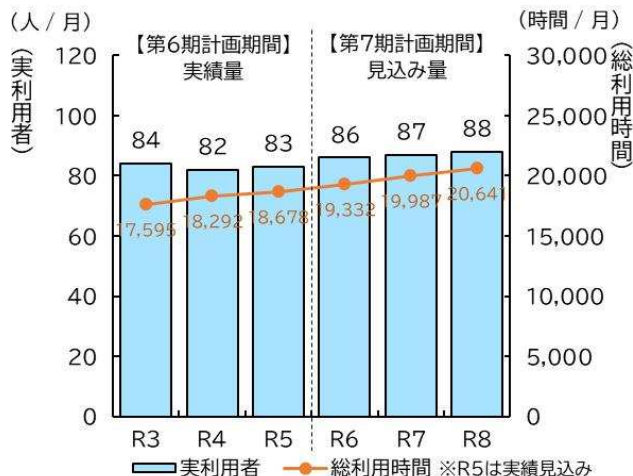
区分1以上の障害のある人を対象とし、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除などの援助を行います。



□重度訪問介護

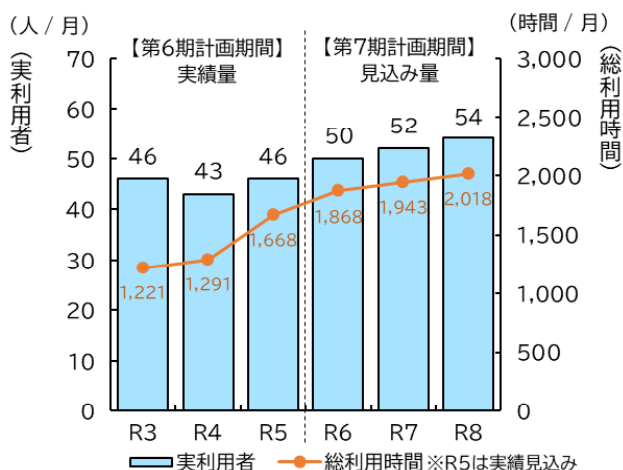
重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する区分4以上の障害のある人に、

- ①居宅での入浴、排せつ、食事などの介護、
- ②外出時の移動中の介護を総合的に行います。



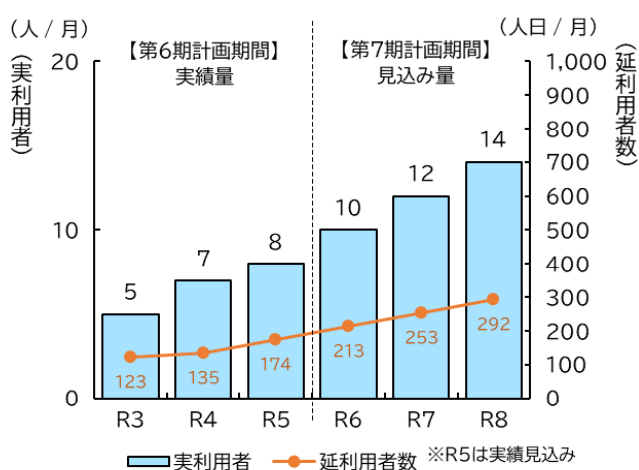
□同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人を対象とし、外出時において、当該障害のある人に同行し、移動に必要な情報を提供するなどの移動の援護その他外出する際に必要な援助を行います。



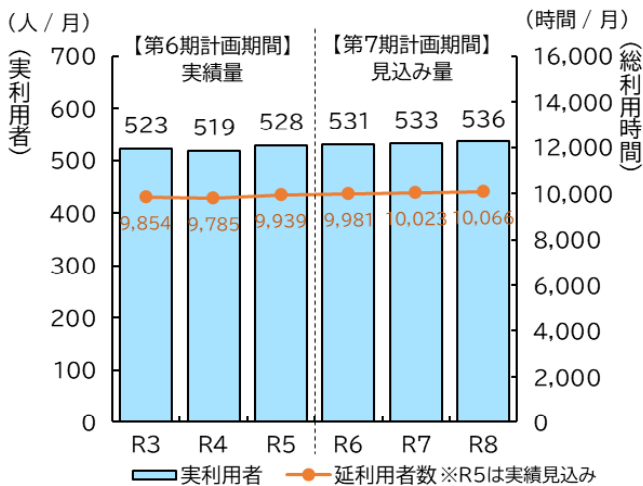
□行動援護

知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する区分3以上の障害のある人に、危険回避のための援護、外出時の移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。



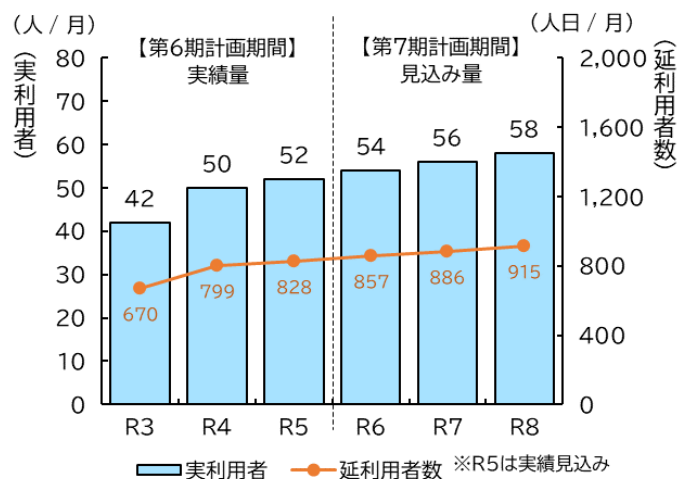
□生活介護

常時介護を要数区分3以上（50歳以上は区分2以上）の障害のある人（施設入所支援を伴う場合は区分4以上（50歳以上は区分3以上））に、主として昼間に障害者支援施設において、①入浴、排せつ、食事の介護、②創作的活動、生産活動の機会の提供、③その他の身体機能又は生産能力の向上のために必要な援助を行います。



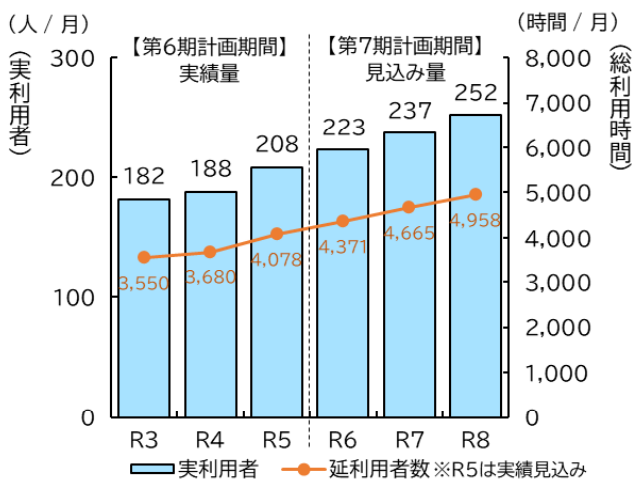
□就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、一定の期間にわたり、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練その他必要な支援を行います。



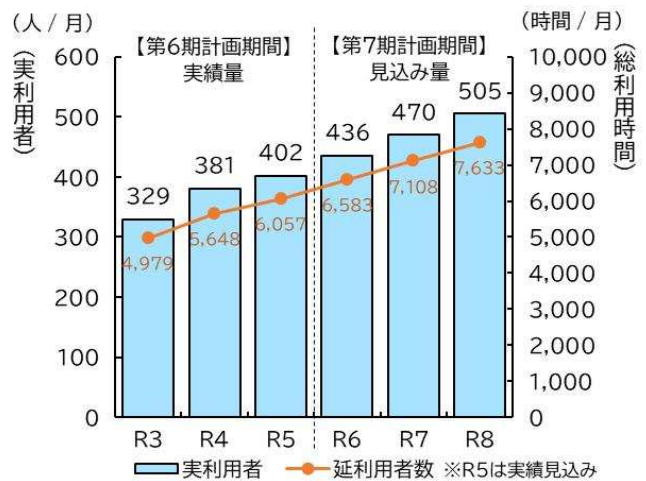
□就労継続支援A型

通常の事業者に雇用されることが困難な障害のある人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。



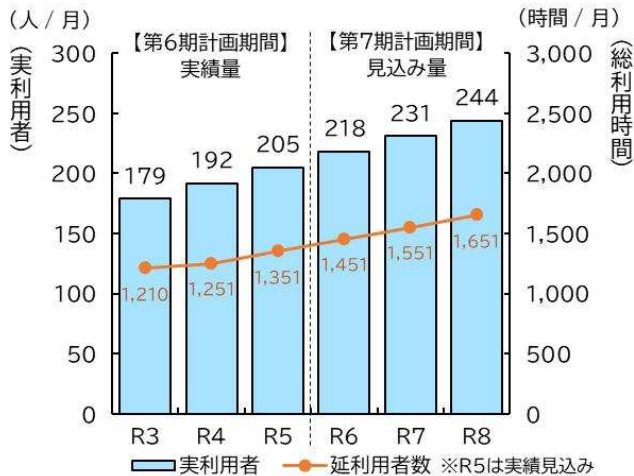
□就労継続支援B型

通常の事業者に雇用されることが困難な障害のある人に、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。



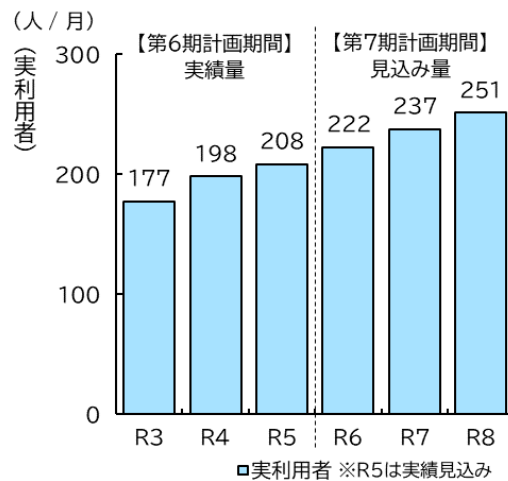
□短期入所（ショートステイ）

居宅で介護を行う方の疾病などの理由により、障害者支援施設などの施設に障害のある人を短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。区分1以上が対象です。



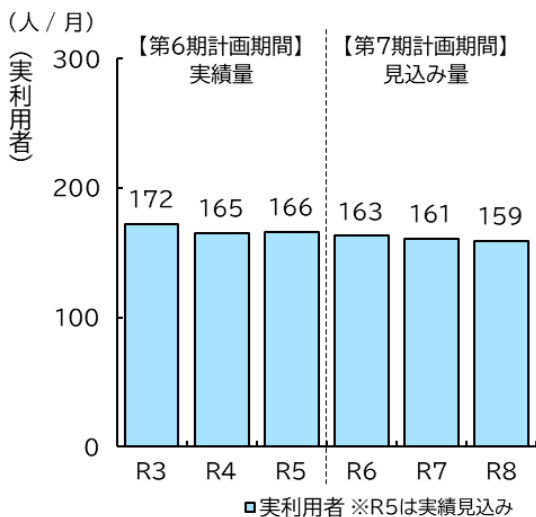
□共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むことに支障のない障害のある人に、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。



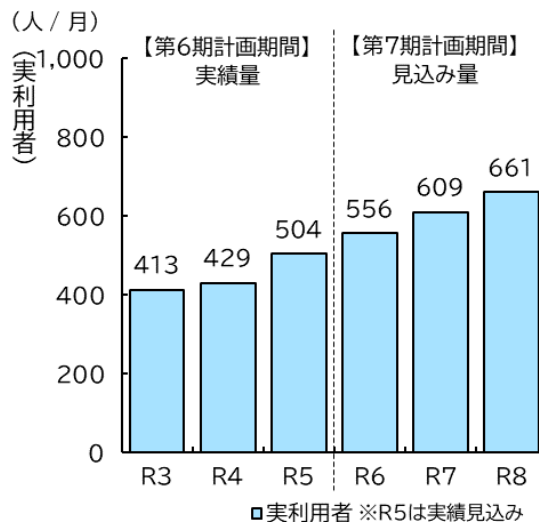
□施設入所支援

生活介護・自立訓練・就労移行支援の対象者である障害のある人に、主として、夜間において、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。



□計画相談支援

障害のある人の自立生活を支え、その課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス利用支援^{※1}及び継続サービス支援^{※2}を行います。



※1 サービス利用支援：支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整し、サービス等利用計画を作成する支援

※2 継続サービス支援：支給決定後に、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行い、サービス事業者等と連絡調整し、支給決定又は支給決定の変更に係る申請を勧奨する支援

■地域生活支援事業（必須事業）の見込量

			第6期計画期間(実績)			第7期計画期間(見込み)		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
①理解促進研修・啓発事業								
理解促進研修・啓発事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有
②自発的活動支援事業								
自発的活動支援事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有
③相談支援事業								
相談支援事業（障害者相談支援事業）	実施見込箇所数	箇所	7	7	7	7	7	7
相談支援事業（基幹相談支援センター）	設置の有無		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有
	実利用見込者数	人	3	5	7	7	7	7
④成年後見制度利用支援事業								
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	人	15	20	21	22	23	24
⑤成年後見制度法人貢献支援事業								
成年後見制度法人貢献支援事業	実施の有無		有	有	有	有	有	有
⑥意思疎通支援事業								
手話通訳者派遣事業	実利用者見込件数	件	1,140	1,164	1,276	1,501	1,501	1,501
要約筆記者派遣事業	実利用者見込件数	件	201	298	371	371	371	371
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	人	2	2	1	2	2	2
⑦日常生活用具給付等事業								
日常生活用具給付等事業 (給付等見込件数)	介護・訓練支援用具	件	21	16	15	21	21	21
	自立生活支援用具	件	31	33	40	40	40	40
	住宅療養等支援用具	件	54	43	61	61	61	61
	情報・意思疎通支援用具	件	63	65	54	65	65	65
	排泄管理支援用具	件	4,663	4,736	4,585	4,736	4,736	4,736
	居宅生活動作補助用具	件	2	3	5	5	5	5
⑧手話奉仕員養成研修事業								
手話奉仕員養成研修事業	研修終了見込者数	人	110	166	158	207	207	207
⑨移動支援事業								
移動支援事業	実利用者見込者数	人/年	201	228	291	301	311	322
	延利用見込時間数	時間/年	36,184	38,521	55,959	57,694	59,482	61,326
⑩地域活動支援センター事業								
基礎的事業	実利用見込者数	人/年	109	110	110	99	99	99
	実施見込箇所数	箇所	8	7	7	6	6	6
機能強化事業	実施見込箇所数	箇所	8	7	7	7	7	7



宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）

■令和8年度(2026年度)の成果目標

□^{がい}障害児支援の提供体制の整備等

本市の子ども発達支援センターにおいては、令和4年6月に行われた児童福祉法の改正において地域の中核的な役割を担う機関として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援強化、②地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援の入口としての相談機能の4つの機能が明確化されました。今後、地域の中核的役割や機能強化を図るためには“気になる段階”から支援を行い、多様な意見を拾い上げながら、地域との連携による^{がい}障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等、^{がい}障害のある児童やその家族への支援体制の強化を図っていきます。

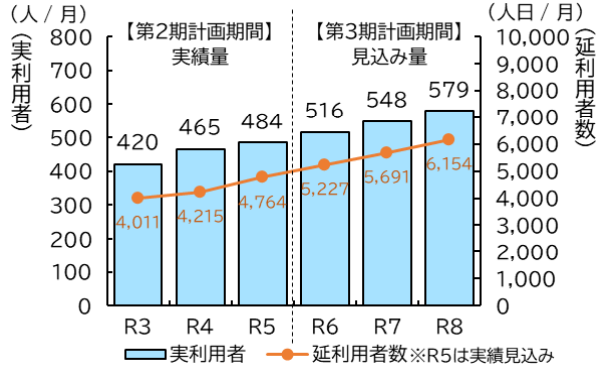
医療的ケア児等に関する協議の場においては、引き続き課題解決に向けた取組を実施していきます。さらに、その協議の場において、役割や位置付けを整理したうえでコーディネーターの配置を目指していきます。

項目	令和4年度末 【基準値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
児童発達支援センターの設置	設置	設置	設置	設置	1箇所以上
^{がい} 障害児の地域への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	－	検討	検討	構築	構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備数	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	1箇所以上
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備数	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	1箇所以上
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置	設置	設置
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	1人	1人	1人	1人以上

■主な障害児通所支援サービス等の見込量

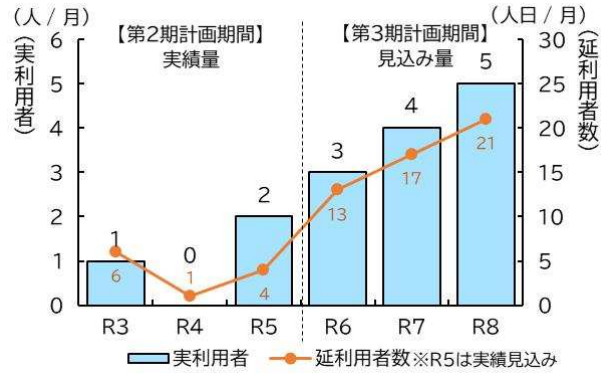
□児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の市道、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。



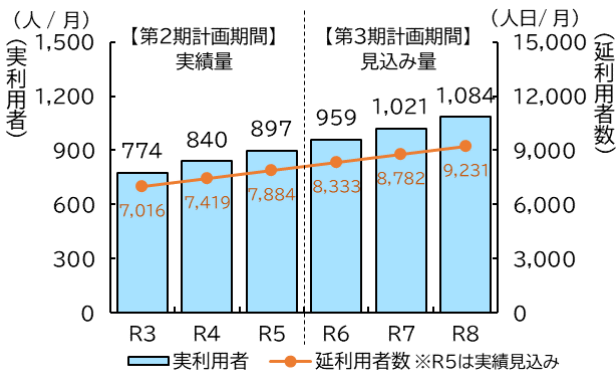
□居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害のある児童に対する居宅を訪問して発達支援を提供します。



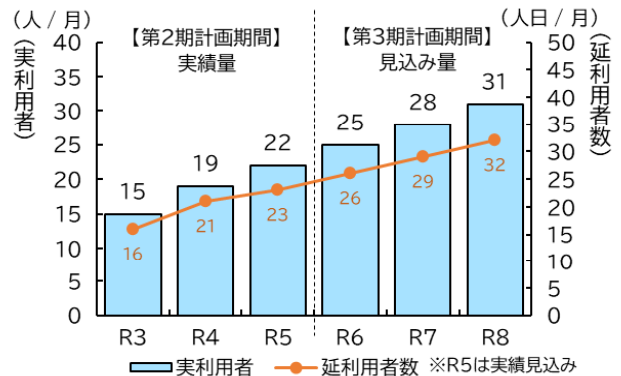
□放課後等デイサービス

学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害のある児童に対して、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。



□保育所等訪問支援

保育所、小学校、特別支援学校等の集団生活を営む施設に通う障害のある児童に対して、その施設を訪問し、他の児童との集団生活への適用のための専門的な支援その他必要な支援を行います。



◎「障」の表記について

平成31年(2019年)4月1日から、市で取り扱う公文書においては「障害」を「障^がい」と表記することとしており、法令や制度、個別の名称などを除いては、「障^がい」と表記しています。

「障^がい」には「さまたげ」や「バリア」の意味があり、このバリアは、個人の心身機能が原因で生じるものではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な概念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことが大切です。本市は、障^がいのある人の地域社会への参画の促進に取り組むなかで、この社会的障壁を取り除き、障^がいの有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現を図ります。